

令和元年度 第一部会技術分科会 活動報告（概要）

令和2年8月
一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

18社19名で構成 ※令和元年3月末時点（前年比+1）

(2) 開催回数

定例会（原則1回/月）8回+合同委員会1回=計9回 ※定例会は4回休会

2. 審議・確認事項

(1) 住宅用スプリンクラー設備等の周知と普及を目指した活動（継続中）

行政機関からの要請もあり、住宅火災に有効と思われる住宅用スプリンクラー設備およびパッケージ型自動消火設備等について、周知と普及を目指した活動を行っている。まずは各設備の特長や性能を正しく周知するとともに、行政機関より必要最低限の性能基準をガイドライン等で示して頂くことを目指している。本件は、第一部会下に「住宅防火対応WG」を設置し、当該WGで集中して検討していくことにした。

(2) 規則第13条第3項第6号に規定する外気の気流が流通する場所の件（継続中）

自治体消防からのお声かけも有り、規則第13条第3項第6号に規定する外気の気流が流通する場所における閉鎖型スプリンクラーヘッドの有効性について検討を行っている。まずは、熱気流のシミュレーションにより、ヘッドの作動がどの程度期待できるかについて予測することにして、本件は、時間があるときに検討することとしているため、本年度は進展無し。

(3) ハウジング形継手の軽易耐熱性適用範囲拡大の件（継続中）

ハウジング形継手を湿式配管に用いる場合の解釈について、告示基準通りに運用するとなると軽易耐熱性試験に合格した製品の市場投入や、軽易耐熱性試験の適用範囲の見直し（※）が必要となってくる。平成29年10月11日に消防庁を訪問、基準の改正等について相談した結果、ご検討頂けることになったが、その後、災害等の緊急対応が続き、令和元年度も進展が無かった。

※現在の告示基準では、湿式スプリンクラー設備の有効範囲内に設置する場合のみ軽易耐熱性試験が適用可能となっている。この湿式スプリンクラー設備と同じような配管環境、つまり常に水が満たされている配管環境となる泡消火設備の一斉開放弁の一次側等に設置する場合は、軽易耐熱性試験が適用されない。

(4) 小規模飲食店厨房用自動消火装置等あり方検討部会（了）

糸魚川火災を踏まえ、小規模飲食店厨房用自動消火装置等あり方検討が消防庁を事務局に設置され、当会からも意見を派遣した。のべ3回の検討会と実証実験を行い、年度内に検討終了、ガイドラインが発出された（令和2年5月29日消防予第138号）。

(5) 文化財等における消防用設備等に関する意見交換会（継続中）

首里城の復旧については内閣府に「首里城復元に向けた技術検討委員会」が設置されたが、東京理科大学の呼びかけにより、理科大・消防庁・文化庁・火報工・消装工で意見交換会を開催することになった。当工業会からは技術委員長・技術委員・第一部会長の3名が参加、のべ3回の勉強会が開催された。当会の宿題として、文化財等に対する水系消火設備の設計・工事基準を検討してほしいとの要望があり、どのような形で応えていくかも含めて検討中。

(6) 第7回消火設備に関する勉強会

本年度は当会が当番であり、10月11日（金）ルポール麹町において開催した。講師対応は、前田バルブ工業(株)殿に引き受けて頂き、「スプリンクラーヘッドの歴史および技術基準の変遷等について」約2時間に亘り、講義をして頂いた。

(7) その他

- ・ 負圧環境下でも使用可能な閉鎖型スプリンクラーヘッドの評価（自主基準による評価）
- ・ 建築設備計画基準等改訂意見の審議（行政機関からの依頼）
- ・ 公共建築工事標準仕様書等改訂意見の審議（行政機関からの依頼）
- ・ フート弁の圧損値の疑義について（工事基準書改訂 WG1 からの依頼）

3. 関連作業部会

①設計・工事基準書改訂 WG1 （屋内消火栓設備等設計・工事基準書）

- ・ 委員構成（9社9名）
- ・ 会議開催回数：7回
- ・ 各委員が担当部分の見直し作業を一通り終えた。R3年度 発行予定

②住宅防火対応 WG

- ・ 委員構成（12社13名）
- ・ 会議開催回数：2回
- ・ 住宅用スプリンクラー設備等の周知と普及を目指し、リーフレット案を作成し消防庁へ送付。
- ・ 高齢者の生活実態に対応した住宅防火対策のあり方に関する検討部会に当該主査を派遣。
- ・ 住宅用スプリンクラー設備等の周知を図る。

以 上